

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

意見陳述要旨

2024（令和6）年9月2日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 伊藤 建

- 1 被告日本共産党は、「答弁書」において「訴状『第3』の第3項、第4項、第5項についての認否及び求釈明に対する回答は必要ない」と主張しました（答弁書3頁）。

ここで、被告が「回答は必要ない」というのは、原告の松竹さんの「本件除名処分の手続は違法であること」や「本件除名処分は処分要件を満たさない」ことという、この裁判の核心部分に関する主張です。つまり、被告は、「部分社会の法理」を盾に取って、この裁判の核心部分について「答弁拒否」をしたのです。

- 2 しかし、このような答弁拒否は、共産党袴田最判を前提としても、到底認められません。

そもそも、部分社会の法理というのは、裁判所法3条1項の「一切の法律上の争訟」にあたるか否かに関する議論です。原告の松竹さんは、被告日本共産党による除名処分が違法であることを理由に、党员たる地位の確認だけでなく、損害賠償請求も求めています。損害賠償請求訴訟が「一切の法律上の争訟」にあたることは明らかですから、その不法行為の請求原因が本件除名処分の違法性である以上、これに関する事実関係は、当然、裁判所の審判対象となるのです。

実際に、平成31年の最高裁判所の判決（最1小判平成31年2月14日民集73巻2号123頁）は、市議会による嚴重注意処分とこれを公表したことが名誉毀損であるとして市議会議員が国家賠償請求訴訟を提起した事案において、その訴えを却下することなく、嚴重注意処分の違法性について審査をしています。この判決の調査官解説は、「訴訟物そのものが具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争であり、その前提問題として団体の内部事項の適否が問題となる場合には、当該前提問題が法令により終局的に解決することができない問題でない限り、法律上の争訟であることは否定されない」と述べています。

- 3 本件除名処分の違法性は、被告日本共産党の規約の処分要件を満たすか否かを審査することで、終局的に解決することができる問題です。共産党袴田最判も、訴訟物の問題をクリアした場合に、政党が「自律的に定めた法規範」が公序良俗に反するか、政党による処分が「自律的に定めた法規範」の要件に該当するか、「自律的に定めた法規範」の定める「適正な手続に則ってなされたか」を審査することを肯定しています。
- 4 したがって、被告日本共産党による本件除名処分の事実関係に関する

答弁拒否は、到底認められるものではありません。もし、被告日本共産党が、次回の準備書面においてこれらの事実を認否せず、また、原告の求釈明にも回答しないのであれば、民事訴訟法159条1項に基づき「当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合」であるとして、「その事実を自白したものとみな」さなければなりません。

- 5 もう1つ、この裁判で忘れてはならないことがあります。それは、党員たる地位の確認訴訟について「部分社会の法理」を適用し、これを却下することは、憲法32条が原告である松竹さんに保障した「裁判を受ける権利」を侵害するということです。

「裁判を受ける権利」は、あまりなじみがないかもしれませんが、最高裁判所は「裁判の拒絶」をされないことを保障したものと判断しています（最大判昭和24年3月23日刑集3巻3号352頁）。裁判所は、原告の訴えが「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」であり「それが法令の適用により終局的に解決することができるもの」なのであれば本案判決をしなければならず、これを拒絶することは、憲法上の例外がない限り許されません。令和2年最大判の宇賀補足意見が「部分社会の法理」の適用範囲を「憲法上の根拠がある場合に厳格に限定される」と述べているのは、こうした趣旨によるものです。

- 6 被告日本共産党は、政党による除名処分の無効確認請求を却下した裁判例を根拠に、原告である松竹さんが日本共産党の党員たる地位を有することの確認の訴えを却下すべきであると主張しています。

しかし、令和4年自民党判決が請求を却下したのは、除名処分の無効

確認請求が「過去の法律関係の確認を求めるもの」だからであり、部分社会の法理を適用したものではありません。また、平成23年民主党判決は「部分社会の法理」を理由に却下していますが、令和2年最大判よりも以前の判断です。同判決の訴訟物も除名処分の無効確認請求ですから、「過去の法律関係の確認を求めるもの」であり、「部分社会の法理」を適用するまでもなく確認の利益を欠くといえます。

本件において争われているのは、党员たる地位という現在の法律関係ですから、これらの裁判例の射程は及ばないというべきです。むしろ、労働者の自発的結合に基づく「結社」であるという点で憲法21条1項の結社の自由が保障される政党と共通する労働組合が被告とされた事案であるにもかかわらず、「組合員としての権利を有する地位にあること」の確認請求について、何らの理由も付さずに、当然のように司法審査の対象とした東京土建訴訟第一審判決（東京地判令和4年11月25日LEX/DB25594913）こそ、本件において参照すべき裁判例なのです。

このように、原告である松竹さんの党员たる地位の確認訴訟を却下する理由は何ら存在しません。それにもかかわらず、この訴えを却下するのであれば、憲法32条が保障する「裁判を受ける権利」に対する侵害となり、その合憲性が問われなければなりません。

- 7 以上の次第ですから、裁判所に対しては、被告日本共産党に本件除名処分の事実関係に関する実質的な答弁を求めること及び原告である松竹さんの党员たる地位の確認訴訟を審判対象とすることを求めます。

以 上